

令和7年度国有財産監査結果報告 及び監査指摘フォローアップ

令和8年6月17日
財務省理財局

令和7年度の国有財産監査結果

監査の概要

- 各財務局等は、国有財産等の現況を正確に把握し、用途又は目的に応じた効率的な運用や有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施。監査の実施に当たっては、毎年度統一的な監査方針を定め、計画的に実施。
- 令和7年度においては、国有財産等の適正な管理処分や有効活用の促進などを主眼とし、一定の地域に所在する「庁舎等及び宿舎の公用財産等」及び「道路及び河川等の公共用財産」等の実地監査を実施したほか、新たな取組として、財務局等の関係部門との連携を強化し、政策課題に対応した活用の観点から現状把握を行った。

令和7年度監査結果

【監査結果の概要】

全国で、409件の監査を実施（公用財産：360件、公共用財産：15件、普通財産：34件）。
そのうち93件（22.7%）について問題点を指摘。

<指摘内訳>

- 公用財産（庁舎等）：非効率使用の改善や余剰のある庁舎等への移転により、有効活用、借受解消、用途廃止等を求めた（実施件数 360件のうち、指摘件数 84件）。
- 公共用財産（道路等）：敷地の一部の用途廃止等を求めた（実施件数 15件のうち、指摘件数 9件）。

※ 普通財産に対する指摘なし。

令和7年度監査指摘事例(東北財務局指摘事案)

《稼働率が低調となっている研修施設の用途廃止を求めた事例》

対象財産

(宮城県仙台市)

裁判所職員総合研修所仙台分室

土地: 1,797.75m²

建物: 延1,261.44m²(RC造3F 昭和54年築)

監査指摘の概要

研修施設の稼働率が低調であり、また、宿泊施設の未利用を確認

今後の稼働率改善は見込まれない



代替施設での研修実施が可能であることから、用途廃止を求める



(期待される効果)

約8.5億円の未利用国有地を創出



令和7年度監査指摘事例(四国財務局指摘事案)

《庁舎の非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例》

対象財産

(香川県さぬき市)

①高松法務局寒川出張所

土地(借受): 1,577.00m²

建物: 延1,114.20m²(RC造2F 平成16年築)

②自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所

【借受庁舎】 土地: 25.00m²(駐車場)

建物: 延62.80m²

監査指摘の概要

①の庁舎に余剰スペースの創出が可能であることを確認



上記非効率使用を解消するため、②に対し、①への移転(借受解消)を要請



(期待される効果)

節減が見込まれる賃借料: 約140万円/年



※監査実施の背景等

さぬき地域事務所: 自衛隊の広報活動や自衛官の募集業務等を実施
同事務所の近隣にある志度高校のほか、津田高校、石田高校の3校が、
寒川出張所の近隣に統合予定(令和12年度)であることから、同出張所
への移転可否について確認

庁舎等の有効活用に向けた国有財産の現状把握

取組内容

- 庁舎等の有効活用(地域社会のニーズに対応した使用許可等)を推進する取組を後押しするため、令和7年度国有財産監査指針を改正。
- 財務局等の監査部門と関係部門(庁舎等の有効活用に関する総合調整を担当する課)との連携を強化し、民間需要も念頭においた実地監査により国有財産の現状把握を実施。

現状把握の概要

- ① 監査対象財産の選定に当たり、監査部門と関係部門との間で調整。
- ② 実地監査において、関係部門が同行し、使用許可制度の意義・手続等を監査先に対し説明するとともに、現地において活用可能スペースを確認。
- ③ 確認結果(活用可能スペースの面積や写真等)について、監査部門から関係部門に共有。
⇒ 関係部門において、共有された情報を基に有効活用の検討。
▼ 使用許可による活用の検討対象となる場合、財務局等ホームページに掲載し活用要望等を受付。

東北財務局：有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報

「有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報」をご覧くださいにあたって

概要

国の庁舎等における空きスペースを有効活用するため、空きスペースの情報を公表するとともに、活用要望等の受付を行っております。こちらに掲載されている空きスペースに関して、活用要望やお問い合わせがある場合は、注意事項をご確認の上、Webページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。メールでのお問い合わせの場合は、以下の事項を記載の上、Webページのリンクよりご連絡ください。

【財産名称】 【検討箇所番号】 【使用用途】 ※未定の場合はその旨をご記載ください。

注意事項

- 使用許可(国が事業者等に対して、庁舎等の敷地または建物の一部において、使用又は収益を許可する制度)による活用を検討しております。
- 使用許可に際して、その面積や範囲、期間等の条件を調整の上、原則公募によって使用許可を行うこととなります。
- 使用に際して、使用料をお支払いいただく必要があります。使用料の金額は立地のほか、使用用途や面積等により変動いたします。
- 外部に開放されたスペースを除き、原則、開庁時間以外には一般の方の立入が制限されます。ご了承の上、ご検討いただけますと幸いです。
- 掲載の情報は、2026年4月時点のもので、現在の状況とは異なる場合がございますので、ご了承ください。
- 掲載の位置図及び図示された区画は、あくまで空きスペースの位置を示すもので、実際とは異なる場合がございます。予めご了承ください。
- 掲載の徒歩分数、寸法、面積等は、おおよその目安となる数値です。実際とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。

財産名称 二戸合同庁舎

所在地 岩手県二戸市石切所字荷渡6-1

交通 東北新幹線「二戸」駅徒歩約20分

用途地域 近隣商業地域

土地 建築率: 26%
容積率: 90%
地積: 4,360㎡

建物 建築面積: 1,130㎡
延床面積: 3,910㎡

駐車場 40台

所管 盛岡地方財務局

開庁時間 9:30~17:15(月曜日から金曜日)(土日祝日等除く)

位置図

航空写真

外観写真

備考

・外観写真は建物正面

財産名称 二戸合同庁舎

検討箇所 ④建物出入口付近(建物外)

状況写真

写真撮影位置図

約2,000mm

約5,000mm

- 約10.0㎡の床
- 扉の前、郵便受付近のため、使用許可に際し注意が必要
- 庁舎正面付近のため視認性が高い

監査指摘フォローアップ

○令和6年度までの監査指摘 1,714件

○上記に係る令和7年度までの是正実績 1,386件（進捗割合80.9%）

○監査指摘に伴う跡地等売却等収入（令和7年度末までの累計）

- ・跡地等売却収入 約90.6億円（192件）（※令和7年度実績 約7.6億円（5件））
- ・節減された賃借料 約11.5億円（222件）（※令和7年度実績 約0.6億円（8件））

≪ 監査指摘年度ごとの是正状況等（令和7年度末時点）≫

（単位：件）

	計	指摘年度ごとの内訳													
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
A 監査指摘	1,714	289	117	146	127	115	71	135	135	120	97	139	74	75	74
B 是正実績	1,386 (78)	288 (0)	105 (2)	133 (2)	122 (2)	107 (3)	59 (2)	114 (1)	108 (6)	75 (9)	60 (3)	88 (7)	49 (4)	38 (5)	40 (32)
C (A-B) 処理未済	328	1	12	13	5	8	12	21	27	45	37	51	25	37	34
D (B/A) 進捗割合	80.9%	99.7%	89.7%	91.1%	96.1%	93.0%	83.1%	84.4%	80.0%	62.5%	61.9%	63.3%	66.2%	50.7%	54.1%

（注）「B 是正実績」欄の（ ）内書きは、令和7年度中の是正実績。

《庁舎の用途廃止及び非効率使用の改善を求めた事例》

監査指摘の概要

○ 指摘対象財産①: 農林水産研修所

(東京都八王子市、土地: 1,246㎡)【平成23年度指摘】

研修所の宿泊棟用地として確保している土地について、未使用の状態が続いていることから、用途廃止の上、処分に向けた検討を行う必要がある。

○ 指摘対象財産②: 沖縄区検察庁(分室)庁舎

(沖縄県宜野湾市、土地: 3,941㎡、建物: 延1,432㎡)【平成30年度指摘】

非常駐化され、使用頻度も低く、建物及び駐車場の規模も過大であり、非効率な使用となっていることから、本施設での業務実施の必要性を精査の上、代替施設での実施等の検討を行う必要がある。

是正状況

○ 指摘対象財産①: 農林水産研修所

平成29年12月に関東財務局へ引継ぎ
令和8年2月に約1.6億円で売却(一般競争入札)

○ 指摘対象財産②: 沖縄区検察庁(分室)庁舎

令和4年3月に沖縄総合事務局へ引継ぎ
令和7年9月に約5.8億円で売却(公共随契・宜野湾市へ売却)

① 農林水産研修所



② 沖縄区検察庁(分室)庁舎



監査指摘事案に係る是正事例(東海財務局・沖縄総合事務局)

《庁舎の余剰スペースへの移転により借受解消を求めた事例》

監査指摘の概要(豊田市)

○ 指摘対象財産①:

自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所【令和3年度指摘】
(愛知県豊田市、借受面積:土地50㎡、建物延81㎡、賃借料年額約3百万円)
豊田合同庁舎へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消**

監査指摘の概要(那覇市)

○ 指摘対象財産②:沖縄森林管理署【令和元年度指摘】

(沖縄県那覇市、借受面積:土地60㎡、建物延240㎡、賃借料年額8百万円)

○ 指摘対象財産③:自衛隊沖縄地方協力本部【令和元年度指摘】

(沖縄県那覇市、借受面積:建物延1,048㎡、賃借料年額43百万円)

○ 指摘対象財産④:那覇防衛事務所【令和元年度指摘】

(沖縄県那覇市、借受面積:建物延102㎡、賃借料年額4百万円)

那覇第一地方合同庁舎へ移転入居し、**庁舎等の借受けを解消**

是正状況

○ 令和7年度末までに**合同庁舎へ移転入居し、借受けを解消**

○ 賃借料**約58百万円(年額)**の節減

①自衛隊愛知地方協力本部豊田地域事務所



②~④沖縄森林管理署 外



令和7年度 監査結果一覧表

指摘内容別件数

(単位:件)

指摘内容	指摘類型	公用財産		公共用財産		合計	
庁舎等の有効活用	a	9	[18]	0	[0]	9	[18]
庁舎等の借受解消	b	5	[4]	0	[0]	5	[4]
用途廃止・引継	c	10	[7]	3	[0]	13	[7]
財産管理の不備	d1又はd2	60	[39]	6	[4]	66	[43]
合計		84	[68]	9	[4]	93	[72]

(注1)「指摘類型」欄の説明

- a : 庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
- b : 余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
- c : 庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
- d1 : 国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
- d2 : 使用承認の手続未済等のため、是正を求めたもの。

(注2) 各欄の[]書きは、令和6年度監査結果(公用財産及び公共用財産)の件数である。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	法務省	熊本地方法務局	一般	—	公用	熊本第二合同庁舎	熊本県熊本市	熊本第二合同庁舎は、余剰(約310㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、非効率使用を改善する必要がある。
2	a	法務省	宇都宮地方法務局	一般	—	公用	小山出張所	栃木県小山市	小山出張所は、余剰(約200㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊栃木地方協力本部小山地域事務所を移転受入れの上、非効率使用を改善する必要がある。
3	a	法務省	高松法務局	一般	—	公用	寒川出張所	香川県さぬき市	寒川出張所は、余剰(約180㎡)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所を移転受入れの上、非効率使用を改善する必要がある。
4	a	財務省	金沢国税局	一般	—	公用	魚津合同庁舎	富山県魚津市	魚津合同庁舎は、余剰(約140㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、有効活用を図る必要がある。
5	a	財務省	函館税関	一般	—	公用	函館港湾合同庁舎	北海道函館市	函館港湾合同庁舎は、今後、余剰(約110㎡)の発生が見込まれることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、有効活用を図る必要がある。
6	a	財務省	金沢国税局	一般	—	公用	高岡税務署	富山県高岡市	高岡税務署は、余剰(約100㎡)が生じていることから、近隣に所在する借受庁舎の移転受入れ等により、有効活用を図る必要がある。
7	a	法務省	函館地方法務局	一般	—	公用	函館地方合同庁舎	北海道函館市	函館地方合同庁舎は、余剰(約50㎡)が生じていることから、狭隘な状態である入居官署への配分調整等により、有効活用を図る必要がある。
8	a	財務省	名古屋税関	一般	—	公用	四日市港湾合同庁舎	三重県四日市市	四日市港湾合同庁舎は、現時点では周辺に調整可能な官署等はないが、余剰(約100㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
9	a	国土交通省	沖縄气象台	一般	—	公用	宮古島地方气象台	沖縄県宮古島市	宮古島地方气象台は、現時点では周辺に調整可能な官署等はないが、余剰(約100㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
10	b	防衛省	北関東防衛局	一般	—	公用	自衛隊栃木地方協力本部小山地域事務所	栃木県小山市	借受庁舎である自衛隊栃木地方協力本部小山地域事務所は、近隣に所在し余剰が生じている小山出張所へ移転入居の上、借受解消を図る必要がある。
11	b	法務省	山口地方検察庁	一般	—	公用	長門区検察庁	山口県長門市	借受庁舎である長門区検察庁は、職員非常駐でかつ直近の使用実績がないことから、借受解消を含めた検討を行う必要がある。
12	b	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	公用	名高・本郷森林事務所(最上支署)	山形県最上郡戸沢村	名高・本郷森林事務所(最上支署)は、借り受けている駐車場の精査を要することから、必要面積及び台数を精査の上、不要な部分の借受解消を図る必要がある。
13	b	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	公用	大滝森林事務所	埼玉県秩父市	大滝森林事務所は、借り受けている土地が未使用であることから、借受解消を図る必要がある。
14	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	—	公用	自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所	香川県さぬき市	借受庁舎である自衛隊香川地方協力本部さぬき地域事務所は、近隣に所在し余剰が生じている寒川出張所へ移転入居の上、借受解消を図る必要がある。
15	c	最高裁判所	仙台高等裁判所	一般	—	公用	裁判所職員総合研修所仙台分室	宮城県仙台市	裁判所職員総合研修所仙台分室は、研修施設の稼働率が著しく低調であること及び宿泊施設が未利用であること等から、用途廃止する必要がある。
16	c	法務省	宇都宮地方検察庁	一般	—	公用	小山区検察庁	栃木県小山市	小山区検察庁は、職員非常駐でかつ直近の使用実績がないことから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
17	c	法務省	佐賀地方検察庁	一般	—	公用	鹿島区検察庁	佐賀県鹿島市	鹿島区検察庁は、職員非常駐でかつ直近の使用実績がないことから、用途廃止を含めた検討を行う必要がある。
18	c	農林水産省	水産庁	一般	—	公共用	戸井漁港	北海道函館市	公共用財産である戸井漁港は、無断占有等により公共性を喪失していることから、用途廃止する必要がある。
19	c	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	仙台海岸出張所	宮城県岩沼市	仙台海岸出張所は、未利用であり今後も使用予定がないことから、用途廃止する必要がある。
20	c	最高裁判所	長野地方裁判所	一般	—	公用	長野地方裁判所松本支部、松本簡易裁判所庁舎	長野県松本市	長野地方裁判所松本支部、松本簡易裁判所庁舎は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
21	c	最高裁判所	横浜地方裁判所	一般	—	公用	横浜地方裁判所小田原支部小田原簡易裁判所庁舎	神奈川県小田原市	横浜地方裁判所小田原支部小田原簡易裁判所庁舎は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
22	c	法務省	横浜地方検察庁	一般	—	公用	小田原法務総合庁舎	神奈川県小田原市	小田原法務総合庁舎は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
23	c	法務省	大分地方検察庁	一般	—	公用	杵築区検察庁	大分県杵築市	杵築区検察庁は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
24	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	公共用	国道16号(春日部国道出張所管理区間)	埼玉県春日部市	公共用財産である国道16号(春日部国道出張所管理区間)は、敷地の一部が未使用であることから、用途廃止する必要がある。
25	c	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	公共用	国道16号(大宮出張所管理区間)	埼玉県入間市	公共用財産である国道16号(大宮出張所管理区間)は、敷地の一部が市道の用に供されていることから、用途廃止する必要がある。
26	c	農林水産省	関東農政局	一般	—	公用	関東農政局松本市島立庁舎	長野県松本市	関東農政局松本市島立庁舎は、用途廃止後の引継が未済であることから、適切な措置を講ずる必要がある。
27	c	農林水産省	関東農政局	一般	—	公用	関東農政局松本市島内庁舎	長野県松本市	関東農政局松本市島内庁舎は、用途廃止後の引継が未済であることから、適切な措置を講ずる必要がある。
28	d1	内閣府	中国四国管区警察局四国警察支局	一般	—	公用	西宝町宿舍	香川県高松市	西宝町宿舍は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
29	d1	法務省	函館少年刑務所	一般	—	公用	函館少年刑務所庁舎船舶(汽船)	北海道函館市	函館少年刑務所庁舎船舶(汽船)は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
30	d1	法務省	函館少年刑務所	一般	—	公用	函館少年鑑別支所庁舎	北海道函館市	函館少年鑑別支所庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
31	d1	法務省	新潟地方法務局	一般	—	公用	上越支局	新潟県上越市	上越支局は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
32	d1	法務省	さいたま地方法務局	一般	—	公用	さいたま地方法務局志木出張所	埼玉県志木市	さいたま地方法務局志木出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
33	d1	法務省	鹿児島地方法務局	一般	—	公用	出水出張所	鹿児島県出水市	出水出張所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
34	d1	法務省	大分地方法務局	一般	—	公用	杵築支局	大分県杵築市	杵築支局は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
35	d1	財務省	関東信越国税局	一般	—	公用	松本税務署	長野県松本市	松本税務署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
36	d1	財務省	関東信越国税局	一般	—	公用	所沢税務署	埼玉県所沢市	所沢税務署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
37	d1	財務省	名古屋国税局	一般	—	公用	伊勢税務署	三重県伊勢市	伊勢税務署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
38	d1	財務省	大阪国税局	一般	—	公用	東山税務署	京都府京都市	東山税務署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
39	d1	財務省	福岡国税局	一般	—	公用	若松港湾合同庁舎	福岡県北九州市	若松港湾合同庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
40	d1	厚生労働省	埼玉労働局	労働保険	雇用	公用	秩父公共職業安定所	埼玉県秩父市	秩父公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
41	d1	厚生労働省	新潟労働局	一般	—	公用	上越地方合同庁舎	新潟県上越市	上越地方合同庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
42	d1	厚生労働省	岐阜労働局	労働保険	雇用	公用	大垣公共職業安定所	岐阜県大垣市	大垣公共職業安定所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
43	d1	厚生労働省	兵庫労働局	労働保険	雇用	公用	伊丹労働総合庁舎	兵庫県伊丹市	伊丹労働総合庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
44	d1	厚生労働省	大阪労働局	労働保険	労災	公用	茨木労働基準監督署	大阪府茨木市	茨木労働基準監督署は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
45	d1	厚生労働省	香川労働局	労働保険	雇用	公用	さぬき公共職業安定所	香川県さぬき市	さぬき公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
46	d1	厚生労働省	福岡労働局	一般 労働保険	一 労災	公用	行橋労働基準監督署	福岡県行橋市	行橋労働基準監督署は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、速やかに国有財産台帳を整理する必要がある。
47	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	二戸国道維持出張所	岩手県二戸市	二戸国道維持出張所は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、速やかに国有財産台帳を整理する必要がある。
48	d1	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	角川砂防出張所	山形県最上郡戸沢村	角川砂防出張所は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
49	d1	国土交通省	航空局	自動車安全	空港整備	公用	航空保安大学校岩沼研修センター	宮城県岩沼市	航空保安大学校岩沼研修センターは、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
50	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	公用	松本国道出張所	長野県松本市	松本国道出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
51	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	公用	松本資材置場	長野県松本市	松本資材置場は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
52	d1	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	公用	敦賀国道維持出張所	福井県敦賀市	敦賀国道維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
53	d1	国土交通省	第四管区海上保安本部	一般	—	公用	四日市海上保安部分室	三重県四日市市	四日市海上保安部分室は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
54	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	公用	榑田川出張所	三重県松阪市	榑田川出張所は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
55	d1	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	公用	出雲維持出張所	島根県出雲市	出雲維持出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
56	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	公用	緑川上流出出張所	熊本県上益城郡御船町	緑川上流出出張所は、建物及び工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
57	d1	国土交通省	第七管区海上保安本部	一般	—	公用	唐津港湾合同庁舎	佐賀県唐津市	唐津港湾合同庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
58	d1	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公用	小矢部出張所	富山県小矢部市	小矢部出張所は、国の事務事業の用に供されている建物が公共用財産として管理されていることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
59	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	公用	唐津維持出張所	佐賀県唐津市	唐津維持出張所は、国の事務事業の用に供されている工作物が公共用財産として管理されていることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
60	d1	厚生労働省	群馬労働局	一般	—	公用	太田公共職業安定所	群馬県太田市	太田公共職業安定所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、国有財産台帳付属図面を調製する必要がある。
61	d1	厚生労働省	群馬労働局	労働保険	雇用	公用	太田公共職業安定所	群馬県太田市	太田公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
62	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	公用	中信森林管理署上高地森林事務所及び上高地治山事務所	長野県松本市	中信森林管理署上高地森林事務所及び上高地治山事務所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、国有財産台帳付属図面を調製する必要がある。
63	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	公用	中信森林管理署松本森林事務所	長野県松本市	中信森林管理署松本森林事務所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、国有財産台帳付属図面を調製する必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
64	d1	農林水産省	中部森林管理局	一般	—	公用	中信森林管理署奈川森林事務所	長野県松本市	中信森林管理署奈川森林事務所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、国有財産台帳付属図面を調製する必要がある。
65	d1	環境省	環境省中部地方環境事務所	一般	—	公用	中部山岳国立公園管理事務所	長野県松本市	中部山岳国立公園管理事務所は、国有財産台帳に適正な図面が付属されていないことから、国有財産台帳付属図面を調製する必要がある。
66	d1	内閣府	北海道警察情報通信部	一般	—	公用	函館方面情報通信部庁舎	北海道函館市	函館方面情報通信部庁舎は、庁舎等使用現況及び見込報告書の借受庁舎等に関する事項を記載していないことから、適切な措置を講ずる必要がある。
67	d2	法務省	富山地方法務局	一般	—	公用	富山地方法務局魚津支局	富山県魚津市	富山地方法務局魚津支局は、魚津市所有水路に設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
68	d2	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	公用	久留米公共職業安定所大川出張所	福岡県大川市	久留米公共職業安定所大川出張所は、市道に設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
69	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	新岩沼国道維持出張所	宮城県岩沼市	新岩沼国道維持出張所は、国道に越境して設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
70	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	仙台南部流域治水出張所	宮城県岩沼市	仙台南部流域治水出張所は、市道に越境して設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
71	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	立谷沢川砂防出張所	山形県東田川郡庄内町	立谷沢川砂防出張所は、町道に設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
72	d2	国土交通省	東北地方整備局	一般	—	公用	鮭川出張所	山形県最上郡鮭川村	鮭川出張所は、国道に越境して設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
73	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公用	高岡合同出張所	富山県高岡市	高岡合同出張所は、国道160号の附属物である高岡除雪ステーションに設置している工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
74	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公共用	高岡除雪ステーション	富山県高岡市	公共用財産である高岡除雪ステーションは、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
75	d2	国土交通省	北陸地方整備局	一般	—	公共用	高岡市本郷1丁目第一高校バス停前	富山県高岡市	公共用財産である高岡市本郷1丁目第一高校バス停前は、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
76	d2	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	公共用	国道3号(四方寄特殊車両取締基地)	熊本県熊本市	公共用財産である国道3号(四方寄特殊車両取締基地)は、敷地内に設置されている工作物の占用手続が未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
77	d2	最高裁判所	さいたま地方裁判所	一般	—	公用	さいたま地方家庭裁判所秩父支部秩父簡易裁判所庁舎	埼玉県秩父市	さいたま地方家庭裁判所秩父支部秩父簡易裁判所庁舎は、敷地内に設置されている街路灯の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
78	d2	法務省	仙台法務局	一般	—	公用	名取出張所	宮城県名取市	名取出張所は、敷地内に設置されている案内板の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
79	d2	法務省	高松高等検察庁	一般	—	公用	法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮	香川県高松市	法務総合研究所高松支所並びに矯正研修所高松支所研修寮は、敷地内に設置されているカーブミラーの使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
80	d2	法務省	福岡地方検察庁	一般	—	公用	行橋支部・行橋区検察庁	福岡県行橋市	行橋支部・行橋区検察庁は、敷地内に設置されている電柱等の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
81	d2	財務省	広島国税局	一般	—	公用	出雲地方合同庁舎	島根県出雲市	出雲地方合同庁舎は、敷地内に設置されている自動販売機の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
82	d2	厚生労働省	鹿児島労働局	労働保険	雇用	公用	国分公共職業安定所大口出張所	鹿児島県伊佐市	国分公共職業安定所大口出張所は、敷地内に設置されている排水路の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
83	d2	厚生労働省	福岡労働局	労働保険	雇用	公用	行橋公共職業安定所	福岡県行橋市	行橋公共職業安定所は、敷地内に設置されている電柱等の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。
84	d2	環境省	環境省環境調査事務所	一般	—	公用	環境調査研修所	埼玉県所沢市	環境調査研修所は、敷地内に設置されているガス埋設管の使用許可手続が未済であることから、使用許可手続を行う必要がある。

番号	指摘 類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	監査区分	口座名等	所在地	指摘の主な概要
85	d2	法務省	松江地方法務局	一般 労働保険	— 労災・雇用	公用	益田地方合同庁舎	島根県益田市	益田地方合同庁舎は、一般会計である土地に労働保険特別会計である工作物を設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。
86	d2	厚生労働省	宮崎労働局	一般	—	公用	小林公共職業安定所	宮崎県小林市	小林公共職業安定所は、土地に労働保険特別会計である建物等を設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。
87	d2	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	公用	小林公共職業安定所	宮崎県小林市	小林公共職業安定所は、建物等を一般会計である土地に設置していることから、異なる会計間の有償整理を行う必要がある。
88	d2	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	公共用	千代崎港海岸	三重県鈴鹿市	公共用財産である千代崎港海岸は、無断占使用されていることから、適正化を図る必要がある。
89	d2	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	公共用	磯山地区海岸	三重県鈴鹿市	公共用財産である磯山地区海岸は、無断占使用されていることから、適正化を図る必要がある。
90	d2	法務省	富山地方検察庁	一般	—	公用	富山地方検察庁魚津支部・魚津区検察庁	富山県魚津市	富山地方検察庁魚津支部・魚津区検察庁は、隣接土地所有者が設置した工作物が庁舎敷地内に越境していることから、適切な措置を講じる必要がある。
91	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	公用	安塚・松之山治山事業所	新潟県上越市	安塚・松之山治山事業所は、隣接地に越境して設置している工作物が契約等未済であることから、所要の手続を行う必要がある。
92	d2	財務省	東京国税局	一般	—	公用	西新井税務署	東京都足立区	西新井税務署は、敷地内に介在する旧法定外公共物が未整理であることから、所管換を行う必要がある。
93	d2	国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	公共用	鯖江除雪基地	福井県鯖江市	公共用財産である鯖江除雪基地は、道路の附属物として管理しているものの接道要件を満たしていないことから、適切な措置を講じる必要がある。